

イカナゴ宗谷海峡 3. 漁業の管理

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 水産研究・教育機構 公開日: 2025-03-26 キーワード: 作成者: 三谷, 卓美, 岸田, 達 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2013989 |

3. 漁業の管理

概要

管理施策の内容(3.1)

沖合底びき網漁業 1 そうびき(以下、沖底)は大臣許可漁業でありトン数別の隻数が定められ、省令で操業禁止海域、期間等が設定されている。さらに、本資源については漁獲努力可能量(TAE)制度により 7・8 月の漁獲努力量が制限されてきた。自主的な措置として資源回復計画で取り組んできたイカナゴを対象とした操業期間の短縮等の措置を採ることとされ、減船も実施された。以上のとおりインプット・コントロールが成立している(3.1.1 3 点)。宗谷海峡海域でイカナゴを漁獲する沖底について、コッドエンドの網目制限が設けられていることからテクニカル・コントロールが導入されている(3.1.2 3 点)。関係漁業者団体による環境修復活動が行われている(3.1.4.2 5 点)。

執行の体制(3.2)

本資源はロシア水域にまたがって分布しており、生息域全体をカバーした管理体制は存在しない(3.2.1.1 2 点)。沖底の取り締まりについては主に水産庁が実施している(3.2.1.2 5 点)。関係法令に違反した場合、有効と考えられる制裁が設定されている(3.2.1.3 5 点)。改正漁業法では大臣は資源管理について現行の取り組みの検証を行い必要に応じて取組内容の改善を図るとされており、さらに漁業者による資源管理協定(今後締結予定)の参加者自らによる実施状況の検証、改良、報告が行われるよう指導するとあるため、資源管理を順応的に行う仕組みが作られている(3.2.2 3 点)。

共同管理の取り組み(3.3)

すべての漁業者は漁業者組織に所属しており、特定できる(3.3.1.1 5 点、3.3.1.2 5 点)。本資源に対して自主的な管理が実施されており漁業者組織の管理に対する影響力は強い(3.3.1.3 5 点)。漁業関係者は本資源の自主的管理、公的管理に主体的に参画している(3.3.2.1 4 点、3.3.2.2 5 点)。幅広い利害関係者が資源管理に参画し(3.3.2.3 5 点)、漁業者が管理施策の意思決定に参画する仕組みが存在している(3.3.2.4 3 点)。

評価範囲

① 評価対象漁業の特定

イカナゴ類宗谷海峡は、北海道(稚内市)の沖底で大部分が獲られている。2019 年の農林水産統計によれば、宗谷総合振興局管内のイカナゴ類漁法別漁獲量は下表のとおり

りである(農林水産省 2021)。濱津ほか(2021)によれば、2019年の沖底によるイカナゴ類漁獲量のうちオッタートロールは 6,509 トン、かけまわしは 6 トンであった。したがって、評価対象漁業は沖底(オッタートロール)とする。

| | 合計 | 沖底 | その他の漁業 |
|-------|-------|-------------|--------|
| 宗谷 | 6,754 | 6,080 | 674 |
| オホーツク | 436 | 436 | 0 |
| 合計 | 7,190 | 6,516 | 674 |
| 率(%) | | 90.6 | 9.4 |

② 評価対象都道府県の特定

北海道のうち宗谷総合振興局管内とする。宗谷総合振興局管内におけるオッタートロールの根拠地は稚内市である。

③ 評価対象漁業に関する情報の集約と記述

評価対象となる北海道日本海北区の対象漁業について、以下の情報を集約する。

- 1) 漁業権、許可証、及び後述する各種管理施策の内容
- 2) 監視体制や罰則、順応的管理の取り組み等の執行体制
- 3) 関係者の特定や組織化、意思決定への参画等の共同管理の取り組み
- 4) 関係者による生態系保全活動の内容

④ 評価対象魚種に関する種苗放流事業の有無

3.1 管理施策の内容

3.1.1 インプット・コントロール又はアウトプット・コントロール

沖底は農林水産大臣が許可する大臣許可漁業であり、操業区域によって漁船のトン数とトン数別の隻数が定められている(農林水産省 2017a, b)。また、省令により操業禁止海域、期間等が設定されている(農林省 1963)。オホーツク海海域でのオッターコントロール操業については日ロ中間ラインとオッターコントロール禁止ラインに囲まれた海域に限られ、期間は 6～10 月である。さらに、宗谷海峡のイカナゴについては漁獲努力可能量(TAE)制度により 7・8 月の指定された海域での漁獲努力量が制限されてきた(水産庁 2021a)。以上はインプット・コントロールに関する公的な措置であるが、さらに自主的な措置として「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」(水産庁 2018)では北海道オホーツク海地区の沖底については「宗谷海峡海域イカナゴ資源回復計画(2004 年 4 月 22 日公表)」(水産庁 2004)で取り組んできたイカナゴを対象とした操業期間の短縮(6～9 月に短縮)等の措置を採ることとされ、減船も実施された(堀本・佐藤 2020, 濱津ほか 2021)。以上のとおり公的、自主的なインプット・コントロールが成立している。本資源の 2019 年の資源水準・動向は低位・減少(濱津ほか 2021)とされるため、漁獲圧を有効に制御できているとまではいえないため 3 点とする。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|--|----|---------------------------------------|----|---|
| インプット・コントロールとアウトプット・コントロールのどちらも施策に含まれておらず、漁獲圧が目標を大きく上回っている | . | インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールが導入されている | . | インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールを適切に実施し、漁獲圧を有効に制御できている |

3.1.2 テクニカル・コントロール

沖底については、省令により操業禁止海域、期間等が設定されている(農林省 1963)。宗谷海峡海域でイカナゴを漁獲する沖底について、コッドエンドの網目制限が設けられている(水産庁 2004)。これは小型魚保護のためと考えられる。テクニカル・コントロールが導入されているとし、3 点とする。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|----------------------------|----|---------------------------|----|---------------------------|
| テクニカル・コントロールの施策が全く導入されていない | . | テクニカル・コントロールの施策が一部導入されている | . | テクニカル・コントロール施策が十分に導入されている |

3.1.3 種苗放流効果を高める措置

本種については種苗放流はなされていない。本項目の対象としない。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|--------------------|----|----------------------|----|----------------------|
| 放流効果を高める措置は取られていない | . | 放流効果を高める措置が一部に取られている | . | 放流効果を高める措置が十分に取られている |

3.1.4 生態系の保全施策

3.1.4.1 環境や生態系への漁具による影響を制御するための規制

沖底の全国団体である全国底曳網漁業連合会では、海底環境保全に向けた試験を実施した経過がある(全国底曳網漁業連合会・漁船協会 2004,2005)。オッタートロールは沖底禁止ラインよりさらに沖に設定されているオッタートロール禁止ラインより陸側では操業できず、操業期間は制限されている(農林省 1963)。本評価 2.3.4 では海底環境への影響は軽微としているため、これを参照して4点とした。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|---------------------------------|--------------------|----|-----------------|--|
| 規制が全く導入されておらず、環境や生態系への影響が発生している | 一部に導入されているが、十分ではない | . | 相当程度、施策が導入されている | 評価対象とする漁法が生態系に直接影響を与えていないと考えられるか、十分かつ有効な施策が導入されている |

3.1.4.2 生態系の保全修復活動

稚内を含め全国底曳網漁業連合会所属船では海洋ごみ回収の活動に取り組んでいる(全国底曳網漁業連合会 2020)。沖底漁業者が属する業種別組合の上部組織である北海道漁業協同組合連合会では漁民の森づくり活動推進事業を展開している(北海道ぎょれん HP-a)。生態系保全・再生活動が行われており、5点を配点する。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|---------------------|----|----------------------|----|--|
| 生態系の保全・再生活動が行われていない | . | 生態系の保全・再生活動が一部行われている | . | 対象となる生態系が漁業活動の影響を受けていないと考えられるか、生態系の保全・再生活動が活発に行われている |

3.2 執行の体制

3.2.1 管理の執行

3.2.1.1 管轄範囲

本資源は宗谷海峡周辺からサハリン方面にかけてのオホーツク海に分布しており、我が国漁船の漁獲対象となっているのは資源の一部とされる(堀本・佐藤 2020)。沖底は水産庁管理調整課、同北海道漁業調整事務所が管轄している。漁業者団体としては稚内機船漁業協同組合があり(北海道機船漁業協同組合連合会 2020)、上部組織は北海道漁業協同組合連合会(北海道ぎょれん HP-b)、北海道機船漁業協同組合連合会で、全

国組織はそれぞれ全国漁業協同組合連合会、全国底曳網漁業連合会となっている(全国底曳網漁業連合会 2012)。我が国の管轄範囲内のイカナゴは 3.1.1 に示したごとく公的、自主的な資源管理が実施されているが、現状では生息域全体をカバーした管理体制は存在しないため 2 点とする。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|--------------------|----|-----------------------------|----|-------------------------|
| 対象資源の生息域がカバーされていない | . | 機能は不十分であるが、生息域をカバーする管理体制がある | . | 生息域をカバーする管理体制が確立し機能している |

3.2.1.2 監視体制

沖底の取り締まりについては主に水産庁漁業取締本部と同札幌支部が実施している。大臣許可漁業では一斉更新後の許可期間中に、原則として全許可船舶への VMS(衛星船位測定送信機)の設置と常時作動を義務付けることとする(水産庁 2017)とされた。十分な監視体制が有効に機能しており、5 点を配点する。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|--------------|--------------------------|----|-------------------------|-------------------|
| 監視はおこなわれていない | 主要な漁港の周辺など、部分的な監視に限られている | . | 完璧とはいいがたいが、相当程度の監視体制がある | 十分な監視体制が有効に機能している |

3.2.1.3 罰則・制裁

漁業法関連法、省令に違反した場合、許可の取り消しや懲役刑、罰金あるいはその併科となる。罰則規定としては有効と考えられる。以上より 5 点を配点する。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|----------------|----|--------------------------|----|------------------|
| 罰則・制裁は設定されていない | . | 機能は不十分であるが、罰則・制裁が設定されている | . | 有効な制裁が設定され機能している |

3.2.2 順応的管理

本資源については、漁獲可能量による管理はなされておらず、改正漁業法のもとで策定された資源管理基本方針(農林水産省 2020)では、第 7「漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」の 2 において大臣は現行の取り組みの検証を行い必要に応じて取組内容の改善を図るとされている。また、第 7 の 3 では大臣が漁業者による資源管理協定の締結を促進し(2023 年度末までに)、協定参加者自らによる実施状況の検証、改良、報告が行われるよう指導するとある。以上のとおり改正漁業法の下では資源管理を順応的に行う仕組みが作られているが、実際の検証や見直しがどのように行われているか現状では評価する材料がないため 3 点とする。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|-----------------------------|----|-----------------------|----|------------------|
| モニタリング結果を漁業管理の内容に反映する仕組みがない | | 順応的管理の仕組みが部分的に導入されている | | 順応的管理が十分に導入されている |

3.3 共同管理の取り組み

3.3.1 集団行動

3.3.1.1 資源利用者の特定

沖底は大臣許可漁業であり、許可証にもとづいて操業している。すべての漁業者は特定できることから5点を配点する。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|-------|-------|--------|--------|-------|
| 実質上なし | 5-35% | 35-70% | 70-95% | 実質上全部 |

3.3.1.2 漁業者組織への所属割合

沖底漁業者は稚内機船漁業協同組合に所属している。上部組織は北海道漁業協同組合連合会、北海道機船漁業協同組合連合会で、全国組織は全国漁業協同組合連合会、全国底曳網漁業連合会である。すべての漁業者は漁業者団体に所属しており、5点を配点する。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|-------|-------|--------|--------|-------|
| 実質上なし | 5-35% | 35-70% | 70-95% | 実質上全部 |

3.3.1.3 漁業者組織の管理に対する影響力

本資源については、国の作成する資源管理指針(水産庁 2018)において、沖底の自主的管理措置として「宗谷海峡海域イカナゴ資源回復計画(2004年4月22日公表)」(水産庁 2004)で取り組んできたイカナゴを対象とした操業期間の短縮等の措置を採ることとされており、公的規制より1ヶ月短い漁期の設定、月1回連続3日間の休漁、さらに減船が行われており(濱津ほか 2021)、漁獲努力量の削減に強い影響力を有していると評価される。このため5点とする。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|------------------------------|----|-----------------------------|----|----------------------|
| 漁業者組織が存在しないか、管理に関する活動を行っていない | | 漁業者組織の漁業管理活動は一定程度の影響力を有している | | 漁業者組織が管理に強い影響力を有している |

3.3.1.4 漁業者組織の経営や販売に関する活動

北海道機船漁業協同組合連合会は北海道機船漁業地域プロジェクト(稚内地区②)を主導し、漁獲物の付加価値向上等を図っている(北海道機船漁業協同組合連合会 2015)。稚内機船漁業協同組合は卸売市場を運営し、漁獲物や、その加工品の通販を実施している(稚内機船漁業協同組合 2020)。このように、経営改善や流通販売に関する活動は漁業者組織で全面的に実施されており、5点を配点する。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|---------------------|----|-------------------|----|--------------------|
| 漁業者組織がこれらの活動を行っていない | . | 漁業者組織の一部が活動を行っている | . | 漁業者組織が全面的に活動を行っている |

3.3.2 関係者の関与

3.3.2.1 自主的管理への漁業関係者の主体的参画

漁業管理に関する沿海漁業協同組合での会議、代表者による道漁業協同組合連合会、全国漁業協同組合連合会の会議への出席や、業種別漁業協同組合ラインでの組合内の会合、北海道機船漁業協同組合連合会、全国底曳網漁業連合会での会合がある。具体的資料は乏しいが、年間12回以上の会議への出席があると考えられ、4点を配点する。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|----|------|-------|--------|----------|
| なし | 1-5日 | 6-11日 | 12-24日 | 1年に24日以上 |

3.3.2.2 公的管理への漁業関係者の主体的参画

日本海・九州西広域漁業調整委員会には稚内の沖底漁業者が漁業者代表委員として参画している(水産庁 2021b)。また、水産政策審議会資源管理分科会にも全国漁業協同組合連合会、北海道機船漁業協同組合連合会の役員が委員として参画している(水産庁 2021c)。このように、公的な管理を協議する場に適切に参画していると評価し、5点を配点する。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|-------|----|---------------|----|-------|
| 実質上なし | . | 形式的あるいは限定的に参画 | . | 適切に参画 |

3.3.2.3 幅広い利害関係者の参画

宗谷海区漁業調整委員会には稚内機船漁業協同組合の役員が知事選任学識経験委員として参画している(宗谷総合振興局 2021)。当該海域における沖底の管理に携わる日本海・九州西広域漁業調整委員会には、道府県互選委員として道府県海区漁業調整委員会代表が19名、大臣選任委員として漁業関係者が7名、学識経験者が3名選任されている(水産庁 2021b)。また、沖底等の大臣許可漁業に関する施策案が諮問される水産政策審議会資源管理分科会には、特別委員として水産ならびに海事関係の労働組合、

水産物持続的利用のコンサルタント、遊漁団体等からの参画がある(水産庁 2021c)。主要な利害関係者は資源管理に参画していると考えられるため5点とする。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|------------------------------|----|-------------------------|----|--|
| 漁業者以外の利害関係者は存在するが、実質上関与していない | . | 主要な利害関係者が部分的・限定的に関与している | . | 漁業者以外の利害関係者が存在しないか、ほぼすべての主要な利害関係者が効果的に関与 |

3.3.2.4 管理施策の意思決定

改正漁業法にもとづく資源管理基本方針では資源管理協定(現在の資源管理指針にもとづく自主的措置から2023年度末までに移行予定)のもとの、関係者による計画、評価、見直しに関する意思決定過程が示されている(農林水産省 2020; 第7の2,3)。以上、関係者による意思決定機構が存在するが、検証と見直しの実施について、現状では評価する材料がないため3点とする。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|------------------------------|--|--|---|---|
| 意思決定機構が存在せず、施策に関する協議もなされていない | 特定の関係者をメンバーとする意思決定機構は存在するが、協議は十分に行われていない | 特定の関係者をメンバーとする意思決定機構は存在し、施策の決定と目標の見直しがなされている | 利害関係者を構成メンバーとする意思決定機構は存在するが、協議が十分でない部分がある | 利害関係者を構成メンバーとする意思決定機構が存在し、施策の決定と目標の見直しが十分に なされている |

3.3.2.5 種苗放流事業の費用負担への理解

本種については種苗放流は行われていないため、本項目は評価しない。

| 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |
|---------------------------------------|----|---|----|-----------------------------|
| コストに関する透明性は低く、受益者の公平な負担に関する検討は行われていない | . | 受益者の公平な負担について検討がなされているか、あるいは、一定の負担がなされている | . | コストに関する透明性が高く、受益者が公平に負担している |

引用文献

濱津友紀・境 磨・岡本 俊 (2021) 令和2 (2020) 年度イカナゴ類宗谷海峡の資源評価、水産庁・水産機構 <http://www.abchan.fra.go.jp/digests2020/details/202054.pdf>

北海道ぎょれん HP-a : CRS の取り組み (浜のために、浜とともに お魚殖やす植樹活動) <https://www.gyoren.or.jp/csr/index.html>

北海道ぎょれん HP-b : 組織案内 漁協紹介 <https://www.gyoren.or.jp/about/gyokyou/index.html>

北海道機船漁業協同組合連合会 (2015) 北海道機船漁業地域プロジェクト改革計画書
(稚内地区②) 変更 http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H270810_wakkanai2_henkou.pdf

北海道機船漁業協同組合連合会 (2020) 北海道機船漁業協同組合連合会概要
http://kisenren.com/organization/org_01.html

堀本高矩・佐藤政俊 (2020) イカナゴ類 (宗谷海峡海域)
http://www.fishexp.hro.or.jp/exp/central/kanri/SigenHyoka/Kokai/DLFILES/2020hyouka/32_ikanagosp_soyach_2020.pdf

農林省 (1963) 漁業の許可及び取締り等に関する省令, <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=338M50010000005>

農林水産省 (2017a) 農林水産省告示, <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000155368>

農林水産省 (2017b) 農林水産省告示, <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=550002455&Mode=2>

農林水産省 (2020) 資源管理基本方針, <https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/attach/pdf/index-112.pdf> 農林水産省 (2021) 漁業・養殖業生産統計年報
https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/index.html

宗谷総合振興局 (2021) 第 22 期宗谷海区漁業調整委員会名簿
https://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/fs/5/8/6/8/9/9/1/_/E7%AC%AC22%E6%9C%9F%E5%AE%97%E8%B0%B7%E6%B5%B7%E5%8C%BA%E6%BC%81%E6%A5%AD%E8%AA%BF%E6%95%B4%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A%E5%A7%94%E5%93%A1%E5%90%8D%E7%B0%BF.pdf

水産庁 (2004) 宗谷海峡海域イカナゴ資源回復計画
https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_keikaku/pdf/souyaikanago.pdf

水産庁 (2018) 我が国の海洋生物資源の資源管理指針
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisakuseisaku/kanri/attach/pdf/180227-14.pdf>

水産庁 (2017) 平成 29 年 4 月 6 日 水産政策審議会 第 82 回資源管理分科会資料 平成 29 年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/170406-9.pdf>

水産庁 (2021a) 水産政策審議会 第 108 回 資源管理分科会 資料 9
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/210323-1.pdf>

水産庁 (2021b) 日本海・九州西広域漁業調整委員会 委員名簿
https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/nihonkai/attach/pdf/index-221.pdf

水産庁 (2021c) 水産政策審議会資源管理分科会委員名簿
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/211214-9.pdf>

稚内機船漁業協同組合 (2020) 稚内機船漁業協同組合 <http://kisen-brand.jp>

全国底曳網漁業連合会 (2012) 会員団体 <http://www.zensokoren.or.jp/link/kaiin.html>

全国底曳網漁業連合会 (2020) 沖合・以西底びき網漁業のデータブック

http://www.zensokoren.or.jp/databook/okisoko-isei-databook_2020_09.pdf

全国底曳網漁業連合会・漁船協会 (2004, 2005) 海底環境保全型底曳網漁法の開発報告書